

奈良県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和五年五月二日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の名称又は氏名	指定介護機関の所在地又は住所	変更事項		変更年月日
		旧	新	
アサヒサンクリ ーン在宅介護セ ンター天理	天理市川原城町 八一二番地一 今西ビル二階二 〇一号室	(所在地) 天理市川原城町 八七五 メモリ ーホーム第一ビ ル一〇一	(所在地) 天理市川原城町 八一二番地一 今西ビル二階二 〇一号室	令和五年三 月一日